

## 申請に必要な書類

**1. 個人の場合** 氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 誓約書
- ② 宣誓書(農地等に係る賃貸借契約の取扱いについて定めたガイドラインに基づくもの)
- ③ 賃貸借契約を証明する書類  
(農地等の場合、**賃貸借契約書、農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、所有権移転等促進計画の各筆明細書**などの写し。適正な許可手続きを経ており、2020年3月31日と申請日の両方で有効な賃貸借が対象。不明な場合は市町村や農地中間管理機構(農地バンク)等に問い合わせください。)
- ④ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料 (**確定申告書、売上台帳**など)
- ⑤ 賃料を支払ったこと(農地等で年払いの場合は2020年1月以降に支払ったこと)を証明する銀行通帳の写し、振込明細書など
- ⑥ 本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカード等)

**2. 法人の場合** 法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 誓約書
- ② 宣誓書(農地等に係る賃貸借契約の取扱いについて定めたガイドラインに基づくもの)
- ③ 賃貸借契約を証明する書類  
(農地等の場合、**賃貸借契約書、農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、所有権移転等促進計画の各筆明細書**などの写し。適正な許可手続きを経ており、2020年3月31日と申請日の両方で有効な賃貸借が対象。不明な場合は市町村や農地中間管理機構(農地バンク)等に問い合わせください。)
- ④ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料 (**確定申告書、法人事業概況説明書、売上台帳**など)
- ⑤ 賃料を支払ったこと(農地等で年払いの場合は2020年1月以降に支払ったこと)を証明する銀行通帳の写し、振込明細書など

## 申請期限・方法

✓ **2021年2月15日(月)24時まで**です。

※当初、2021年1月15日(金)24時まででしたが、2021年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、**2021年2月15日(月)24時まで申請期限が延長**されました。まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、2月15日の申請期限までに申請を完了してください。

※申請期限以降も、事務局からお送りする不備の修正(再申請)は可能ですが、**申請日が遅れると、再申請を行うことのできる期間が短くなります**ので、可能な限り早急に申請をお願いいたします。

✓ **Web上での申請を基本**とし、必要に応じ、**完全予約制の申請サポート会場**にてスタッフによる**申請の入力サポート**が受けられます。

申請のHPは下記アドレスまたはQRコードからアクセスしてください。

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>



家賃支援給付金

検索

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 円滑に給付を受けるためには、事前に、上記の⑤を除く必要書類を準備しておき、賃料の支払い後、ただちに申請することが適当です。

※ 不正受給とならないよう、給付対象条件等をよくご確認の上、申請してください。

**まずはこちらに相談！**

**家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930**

受付時間 8:30 ~ 19:00 ※平日・日曜日対応(土曜日・祝日除く)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 (TEL 096-211-9111 (内線4433))